様式第43（第62条の５の３関係）

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

年　月　日

殿

申請者
住所　（電話　）
氏名　㊞

設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号		
設置の完成検査年月日及び検査番号	年　月　日　第　号		
対象となる地下埋設配管			
当該地下埋設配管の設置時の完成検査期日			
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条の２第３項第１号イ又はロに掲げる措置（有・無） 告示第71条の２第３項第２号に掲げる措置　（有・無） 平成15年総務省令第143号附則第３項に掲げる措置（有・無）		
直近の漏れの点検を行った年月日			
期間延長後の漏れの点検予定期日			
その他参考となる事項			
※受付欄	備考		

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
３　告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。
４　※印の欄は記入しないこと。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

第２条　この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている地下タンク貯蔵所の構造及び設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、改正後の危険物の規制に関する規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成二十五年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十二号

じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第十七条第一項及び第四十四条の二並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第四項及び第百十三条の規定に基づき、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（じん肺法施行規則の一部改正）

第１条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中

自覚症状	呼吸困難	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ	他覚所見	チアノーゼ	＋　－	を
	せき	＋　－		ばち状指	＋　－	
	たん	＋　－		副雑音	＋　－（部位　）	
	心悸亢進	＋　－				
	その他			その他		

に、

自覚症状	呼吸困難	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ	他覚所見	チアノーゼ	＋　－	に、
	せき	＋　－		ばち状指	＋　－	1．身 2．肺活
	たん	＋　－		副雑音	＋　－（部位　）	
	心悸亢進	＋　－				
	その他			その他		
喫煙歴	なし、やめた、吸っている （　）本／日×（　）年　（　～　）歳					

長　　m　年齢満　　歳
量予測値　　ℓ

を

1．身
2．1

長　　m　年齢満　　歳
秒量予測値　　ℓ　3．肺活量予測値　　ℓ

に、

％　肺
V25／